

金沢学院高等学校

いじめ防止基本方針

はじめに

現在、学校教育現場において、「いじめ問題」が生徒指導上の緊要課題となっている。また、近年は急速な情報技術の発展により、新たにインターネット上におけるいじめが発生するなど、ますます複雑化し、表面には見えず潜在化する様相を見せている。

こうした状況下において、すべての教職員がいじめ未然防止への意識をこれまで以上に高め、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、マニュアルを示すことで、教職員の意識向上をはかり、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるため、この「いじめ防止基本方針」を作成した。

— 目次 —

I いじめ問題への基本姿勢

【教職員の心構え】～いじめを許さない学校づくりのために・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 具体的な取り組み

- 1 未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 教育実践目標の実現に努める
 - (2) 風紀向上および環境美化に努める
 - (3) 生徒たちの実態把握に努める
 - (4) いじめを初めとした問題行動の抑止に努める年間いじめ防止指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
本校における指導体制
 - (1) 早期発見のための手立て
 - (2) いじめ発見のポイント
- 3 早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) いじめ対応の基本的な流れ
 - (2) 生徒や保護者への対応・・・・・・・・ 7
- 4 インターネット上のいじめ
- 5 重大事故への対処・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 学外の相談機関について
- 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

I いじめ問題への基本姿勢

○いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【平成25年6月28日公布、9月28日施行「いじめ防止対策推進法」第2条より】

【教職員の心構え】 ～いじめを許さない学校づくりのために～

- 1 教職員が一人一人の生徒を大切にできる意識を常に持ち、日常生活全般への指導が重要であることを認識すること
 - ・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、常日頃から生徒を育て、守る姿勢を保持すること。
- 2 教職員は生徒の自己肯定感育成に尽力すること
 - ・学校生活を通じ、「人から認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちの自己肯定感を育む。教職員のサポートでそれらが養われるよう尽力すること。
- 3 教職員は生徒の微細な変化に気づける感度の高いアンテナを張り、常に生徒の人間関係を中心とした実態の把握に努めること
 - ・定期的な調査はもとより、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、得られた情報を教職員で共有すること。
- 4 いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分に認識すること
 - ・日頃から、いじめの防止に努めること。また、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- 5 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底させ、いじめを認識した際は迅速に対応をすること
 - ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を示すこと。
 - ・いじめている生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導をしていくこと。
- 6 いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
 - ・一過性の指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行っていくこと。
- 7 いじめ問題への取り組みが適切であるか、確認と評価をした上で、より良い対処法を模索しながら常に改善に努めていくこと
 - ・生徒の実態把握に努め、固執した手法のみに陥ることなく柔軟に対応できる姿勢を構築していくこと。

Ⅱ 具体的な取り組み

1 未然防止

最も重要なのは、教職員全員でいじめの未然防止に努めることである。生徒たちが好ましい人間関係を構築できる環境作りに力を注ぎ、他者を思いやる心を育ませることが肝要である。生徒たちの特性等の把握に努め、年間を見通した予防的、開発的な取り組みをしていく必要がある。

(1) 教育実践目標の実現に努める

良好な人間関係の構築には、「笑顔であいさつ 感謝の心と礼節ある行動 頑張る金沢東高生」という本校の教育実践目標を日々心掛けることが大切である。教職員は生徒に範を示しながら、このことを意識させ、生徒が実現できるよう尽力する。

(2) 風紀向上および環境美化に努める

- ① 教職員は生徒に対して日々の生活指導を徹底し、「ルール・マナー・ケジメ」を合い言葉に、生徒の規範意識の育成に尽力する。特に容儀については、清潔感のある頭髪・服装にすることを心掛けさせ、きめ細やかな指導をしていくことで、日常から規範意識を向上させることに努めていく。
- ② 教職員・生徒は、「環境の乱れは心の乱れ」という意識を常に持ち、日頃から学校敷地内の美化に努める。特に各教室については、学級担任を中心として「整理・整頓・清潔」を心掛け、日々環境改善に努める。

(3) 生徒の実態把握に努める

- ① 生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高め、「生徒理解」の姿勢を貫く。
- ② 学級担任は毎朝の朝読書の時間を活用して、生徒をよく観察し、小さな変化にも気づけるようにする。気掛かりな生徒には、声を掛け、些細なことでもチェックシートに記録を残しておく。
- ③ 各授業担当者は、規律ある授業を進行させながらも、生徒を観察する姿勢を保持し、学習指導にあたる。気掛かりな点は、担任等への報告をし、些細なことでもチェックシートに記録を残しておく。
- ④ 毎年4月に実施される「面談ウィーク」の時間は、学級担任は生徒一人ひとりと向き合い、親身になって対話をする。交友関係等、生徒の実態把握をすることも視野に入れ、有意義に活用する。生徒にとって最も身近な存在である学級担任は「頼りがいのある理解者」となれるよう、尽力する。
- ⑤ 各家庭との連絡を密にして生徒の理解に努めていく。併せて、各中学校との連携を強固なものにして、生徒についての情報をできるだけ多く得られるようにする。

(4) いじめを初めとした問題行動の抑止に努める

- ① 登下校指導を全教職員で徹底して行い、問題行動の未然防止に努める。登下校の時間においても生徒の周辺には常に教員の目があるという状況をつくる。
- ② 教職員が二人一組となり、毎授業時間中校内を巡視する。巡視担当者は、授業の様子を見まわり、必要があれば教室にも入っていき生徒を指導する。休み時間も教職員が巡視にあたる。生徒の周辺には常に教員の目があるという状況をつくる。
- ③ 問題行動抑止に関する以下の行事等を実施する。

- ・人権講話（1年生対象）：講師を招聘して「いじめ」問題について考える機会をつくる。
- ・生徒指導講話：毎学期の始業式・終業式時に教職員が講話（非行防止指導）を行う。
- ・その他、下表の年間計画に沿った取り組みを行っていく。

■年間いじめ防止指導計画■

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議	いじめ対策会議		道徳教育研修会			いじめ対策会議
防止対策	1年～3年学年集会 オリエンティーグル隊活動		道徳教育・挨拶運動 ケータイ安全教室 オリエンティーグル隊活動	非行防止指導		全校集会 グッドマナーキャンペーン
早期発見	面談ウィーク	生活アンケート		生活アンケート 保護者懇談		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議					生徒理解のための研修会	いじめ対策会議
防止対策		人権講和 オリエンティーグル隊活動	道徳教育・挨拶運動 非行防止指導			新入生事前指導
早期発見	生活アンケート		生活アンケート 保護者懇談			保護者懇談

※その他年間を通じての取り組み

- ① 教職員による登下校指導（全教員輪番制で毎日実施）
- ② 挨拶運動（各部活動生徒による当番制で毎日実施）

2 早期発見

いじめは、早期発見こそが早期解決への糸口となる。早期発見のためには、日頃から教職員が注意深く生徒を観察し、些細な変化に気づけるようにすることが大切である。また、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が相談しやすい環境整備をすることも大切である。一方、いじめは教職員や大人の目に付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、些細な兆候であっても軽視せずに、「最悪を想定する」姿勢を持つようにすることが肝要である。

(1) 早期発見のための手立て

- ① 生活アンケート（いじめ実態調査アンケート）の実施
年4回実施（1学期中間試験・期末試験、2学期中間試験・期末試験の最終日に実施）
※実施時の生徒への配慮が重要であることを認識し、方法も随時検討していく。
- ② 個人面談・保護者懇談の有効活用
「面談ウィーク」（個人面談）では生徒から、保護者懇談では保護者から、それぞれ「いじめ」にまつわる相談が有り得ることを想定した上で、親身な対応を心掛ける。
- ③ 相談機関の設置
生徒指導室・保健室・相談室は、いじめの相談窓口としても機能するように配慮する。

(2) いじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教職員は、一人ひとりの生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に発見し対応する。

<学校での一日> ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）
朝読書 S T	○ 遅刻・欠席が増える ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 表情がさえずうつむきがちになる ○ 読書に身が入らず、終始考え事をしている
授業の開始時	○ 一人だけ遅れて教室に入る ○ 忘れ物が多くなる ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 保健室によく行くようになる ○ 係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ○ ひどいアダ名で呼ばれる ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ 用もないのに職員室等に頻繁に来る ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 遊びの中で孤立しがちである ※ 仲良しでない者とトイレに行く
昼食時間	○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ 一人でいることが多い ※ 売店・食堂に頻繁に行く
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ※ さぼることが多くなる ○ 最後まで一人でする ※ 人の嫌がる仕事を一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る

放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある <input type="checkbox"/> 一人で急いで帰宅する	<input type="checkbox"/> 用事がないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<注意しなければならない生徒の様子>

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<input type="checkbox"/> 活気がなく、おどおどしている <input type="checkbox"/> 教師と話すとき不安な表情をする <input type="checkbox"/> 手遊び等が多くなる <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする	<input type="checkbox"/> 視線を合わさない <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする <input type="checkbox"/> 部活を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<input type="checkbox"/> 教科書等にいたずら書きされる <input type="checkbox"/> 持ち物、靴、傘等を隠される	<input type="checkbox"/> 刃物等、危険物を所持する
その他	<input type="checkbox"/> 作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる <input type="checkbox"/> 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある <input type="checkbox"/> インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	<input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする <input type="checkbox"/> 教材費、写真代等の提出が遅れる <input type="checkbox"/> 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、問題行動が目立つようになる

<家庭で分かるいじめ発見のポイント>

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導にあたる必要がある。

観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
<input type="checkbox"/> 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 <input type="checkbox"/> 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため) <input type="checkbox"/> 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 <input type="checkbox"/> 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 <input type="checkbox"/> いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 <input type="checkbox"/> 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 <input type="checkbox"/> ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。 <input type="checkbox"/> 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。 <input type="checkbox"/> 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 <input type="checkbox"/> 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。 <input type="checkbox"/> 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。 <input type="checkbox"/> 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。 <input type="checkbox"/> 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。 <input type="checkbox"/> テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

3 早期対応

いじめの相談を受けたり、いじめの兆候を発見したりした時は、最悪の状態を想定した上で、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。まずは、いじめられている生徒の苦痛を取り除くこと、不安を軽減させてあげることが最優先に考え、徹底して守り通す姿勢を貫く。その後の対応では、問題を特定の教職員で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

本校における指導体制

常設のいじめ対策委員会メンバー

- ・校長
- ・副校長
- ・教頭
- ・教育相談員
- ・生徒指導課長
- ・学年課長
- ・生徒指導課員
- ・(当該学級担任)
- ・(当該部顧問)

(1) いじめ対応の基本的な流れ

<いじめられた生徒、いじめを見た生徒や保護者からの相談があった場合>

① いじめ情報のキャッチ

- ・いじめられた生徒、いじめの情報を伝えに来た生徒を徹底して守る。



② 被害生徒からの事情聴取・正確な実態把握

- ・いじめられた生徒、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く。
その際、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。
- ・具体的に「時間と場所、内容、背景と要因、期間等」を聴取し、記録をする。



③ 情報の共有・指導体制の確立

- ・得られた情報を、「いじめ対策委員会メンバー」で共有する。
- ・いじめた側の生徒への指導体制を確立する。



④ 加害生徒への事情聴取・正確な実態把握

- ・いじめた側の生徒、関係のある生徒を個別に呼び出し、教職員が個別に聴取を行う。
- ・当事者同士が接点を持たないように十分に配慮し、別々の場所で行う。
- ・複数の教職員で対応し、情報を擦り合わせながら、事態を正確に把握する。



⑤ 指導体制の確立

- ・必要に応じて、反省書・始末書等の作成をし、指導体制を確立する。
- ・特別指導の検討をする。



⑥ 加害生徒への指導

- ・毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることを十分に理解させる。また、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導をする。



⑦ 保護者との連携

- ・双方の保護者に連絡をする（直接会って話すことが望ましい）。
- ・複数の教職員（担任・学年課長・生徒指導課長）で対応し、保護者に協力を求める。

↓
⑧ 事後指導・支援

- ・継続的に指導や支援を行う。カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

<いじめを目撃した場合（緊急時）>

教職員がいじめを目撃した場合は、その場で、即座にいじめを止めさせ、適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任・学年課長・生徒指導課長に連絡し、管理職に報告する。

複数教職員が、当事者双方、周囲の生徒から事情を聴取し、上記に準じ適切な指導を行う。

(2) 生徒や保護者への対応

① いじめられた生徒とその保護者に対して

(生徒に対して)

- ・事実確認をすると同時に、つらい気持ちに共感することで心の安定を図る。
- ・「必ず守る」という強い姿勢を示し、安心感を与える。
- ・解決への希望を持たせることができるよう支援する。
- ・「何も悪くない」との認識を持たせ、自己肯定感を持たせる。

(保護者に対して)

- ・事実を確認したその日のうちに、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、対応について協議する。
- ・不安な気持ちを共感的に受け止め、親身な対応をする。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。
- ・継続的に家庭との連携を取り、解決に向かって取り組むことを伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感を持たれる教職員の言葉

- ×お子さんにも悪いところがあるようです。 ×クラスにはいじめはありません。
- ×家庭での甘やかしが問題です。 ×どこかに相談にいかれて

② いじめた生徒とその保護者に対して

(生徒に対して)

- ・いじめが人として許されない行為であることを十分に理解させ、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導をする。
- ・いじめた気持ちや理由について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・思い詰め、心理的な孤立感や疎外感を生まないように、配慮をしながら説諭する。
- ・相手に対する謝罪の気持ちが芽生えるよう根気強く指導する。

(保護者に対して)

- ・事実を正確に説明し、より良い解決をはかろうとする思いを伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、理解を得る。
- ・事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒を更生させるために家庭との協力体制を構築する。

普段からの連絡やコミュニケーションが不足している場合に、保護者が発する言葉

- ×いじめられる理由があるだろう ×きちんと指導しない学校が悪いだろう。
- ×ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
- ×学校からの初めての連絡がこれかよ。

4 インターネット上のいじめ

インターネット上のいじめとは、パソコンやスマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷を Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法でいじめを行うことを言う。昨今は、LINE 等を初めとした SNS の普及により懸念される部分が多くある。ネット上のいじめは、不特定多数の者に影響が及んだり、事態が陰湿化したりするなど、危険度も高く、慎重な対応が必要とされる。

(1) インターネット上のいじめの未然防止

①保護者への啓発

- ・携帯電話やスマートフォンにおける「フィルタリング」の推奨

②生徒への啓発

- ・「ケータイ安全教室」の開催
- ・情報教科の授業における、ネット上モラル向上教育の充実
- ・HR や総合的な学習の時間を通じた道徳教育の充実

(2) インターネット上のいじめへの早期発見と対応

①インターネット上のいじめの早期発見

- ・被害者からの訴えや閲覧者からの情報
- ・ネットチェッカーズ（ネットパトロール）等からの情報

②インターネット上のいじめの対応

- ・被害の拡大を防ぐため、書き込みや掲載画像の削除
- ・学校と保護者との連携だけでは解決が困難な場合、警察等専門機関との連携をはかる。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席すること（年間 30 日）を余儀なくされている疑いがあると認めるとき」のことを言う。

（重大事態例）

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合は、学校長を通じて県知事へ報告し、協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

6 学外の相談機関について

主な相談機関の案内

相談機関 所在地	電話番号 受付時間	相談機関 所在地	電話番号 受付時間
24時間いじめ相談テレフォン 受付時間	076-298-1699 24時間	いじめ110番 (少年サポートセンター)	0120-617-867 24時間
いじめ電話相談 受付時間	076-243-1019 月～金 8:30～17:15 土日祝 9:00～17:00	チャイルドライン・いしかわ 受付時間	0120-99-7777 月～土 16:00～21:00
こども総合相談センター(金沢市児相) 受付時間	076-243-4158 月～金 9:00～17:45	子どものなやみごと相談 受付時間	076-221-0831 毎週木曜 12:30～14:30
石川県中央児童相談所 受付時間	076-223-9553 月～金 8:30～17:15	金沢こころの電話 受付時間	076-222-7556 平日 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日祝 9:00～23:00
いしかわこころの救急ダイヤル 受付時間	076-238-3300 24時間 ただし緊急的に精神科医療を要する場合	石川県こころの健康センター 受付時間	076-238-5761 月～金 8:30～17:15
「子どもの人権 110番」 金沢地方法務局 受付	0570-070-110 月～金 8:30～17:15	小立野青少年相談室 受付時間	076-231-1603 月～金 9:00～16:00
石川県家庭教育電話相談 (金沢少年鑑別所内) 受付	076-263-1188 月～金 9:00～16:00	金沢市教育プラザ富樫 こども総合相談センター 受付	076-243-1019 月～日 9:00～21:00
金沢市教育プラザ此花 受付時間	076-224-5005 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00	金沢中警察署 生活安全課 受付時間	076-222-0110 月～金 8:30～17:15

7 その他

本校の「いじめ防止基本方針」が実情に即して効果的に機能しているかについて、随時、「いじめ問題対策委員会」を中心に点検すると同時に、全職員で評価し、必要に応じて見直し改善をしていく。またその際、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者や学校評議員からの意見を積極的に取り入れるよう、留意する。